

所有権解除に必要なもの(譲渡書類の発行)

- ※弊社で所有者変更登録(車検証の変更)を行う場合は必要な書類が変わりますので事前に連絡をお願いします。
(お近くの店舗、販売担当者または、下記所有権解除担当者宛)
(軽自動車は車検証原本、申請依頼書、登録車は車検証原本、委任状への実印押印、印鑑証明書)
(名義や住所の変更等を伴う場合は、別途書類と費用が必要となります)

◆軽自動車の場合

- ①車検証のコピー
- ②みとめ印(下記⑤へ押印いただきます)
- ③引越しなどで現住所と車検証の住所が異なっている場合は、連続性が証明可能な住民票等のコピー(発行より3ヵ月以内)
※改姓により車検証と姓が異なっている場合は戸籍謄本のコピーが必要です。(発行より3ヵ月以内)
- ④本年度分の軽自動車税納付証明書のコピー(車検時使用済みの場合はご相談下さい)
※4月1日から5月31日までの期間は納税期限前となりますので、期間内の限り納税に関する「念書」で代替可能です。
- ⑤残債一括支払代金照会依頼書
(弊社店舗にございます、ダウンロードコーナーにPDFファイルをご用意しております)
- ⑥ご本人であることの証明書(免許証などの)のコピー
法人名義の場合は印鑑証明書のコピーと⑤への実印押印
※クレジット会社発行の完済証明書がある場合は添付をお願いします。
クレジットを途中で一括返済する場合も上記⑤残債一括支払代金照会依頼書が必要になります。

◆登録車の場合

- ①車検証のコピー
- ②実印(下記⑤及び⑦へ押印いただきます)
- ③引越しなどで現住所と車検証の住所が異なっている場合は、連続性が証明可能な住民票等の原本(発行より3ヵ月以内)
※改姓により車検証と姓が異なっている場合は戸籍謄本の原本が必要です。(発行より3ヵ月以内)
- ④本年度分の自動車税納付証明書のコピー(車検時使用済みの場合はご相談下さい)
※4月1日から5月31日までの期間は納税期限前となりますので、期間内の限り納税に関する「念書」で代替可能です。
- ⑤残債一括支払代金照会依頼書
(弊社店舗にございます、ダウンロードコーナーにPDFファイルをご用意しております)
- ⑥ご本人であることの証明書として印鑑証明書の原本(発行より3ヶ月以内)
※クレジット会社発行の完済証明書がある場合は添付をお願いします。
クレジットを途中で一括返済する場合も上記⑤残債一括支払代金照会依頼書が必要になります。
- ⑦委任状及び譲渡証明書
- ⑧弊社よりお渡しする印鑑証明書代として500円(印紙や切手でも結構です)

◆手続きの流れ

- お客様(車検証上の使用者の方)の)に必要な事項をご記入・ご捺印頂き、上記必要書類と共に弊社下記あて先までお送りいただくか、お近くの弊社店舗までお持ち下さい。
※お送り頂く際は、配送追跡可能な宅配貨物または「配達記録」以上の郵便扱いにて発送願います。
※郵送での返送をご希望の場合は、民間宅配業者の着払い便で返送させていただきます。

- 送り先: 栃木ダイハツ販売(株) 販売支援部 販促・需給・ITグループ
〒321-0106 宇都宮市上横田町755-2
TEL:028-658-1312 FAX:028-659-3152

- 窓口受付時間:9:30~18:00

- 所有権解除窓口の休業日は、日曜・祝祭日・他です。
(年に数回長期連休もございます。)

◆お願い

- 書類へのご署名は必ずお客様の自筆にてご記入願います。なお、ご捺印頂く際は軽自動車は認印、小型車・普通車は実印でお願い致します。ご署名が無く、ご捺印だけの書類はお断りさせていただいております。
- 残債有無のご回答や譲渡書類発行は、お送りいただきました書類到着の翌営業日(以降)となる場合がございます。
(信販会社からの回答にお時間を頂く場合がございます。)
- 発行させていただく所有権解除の書類は、名義変更用(移転用)のみです。抹消書類やOCR用紙は、発行いたしておりません。
- 軽自動車を抹消される場合(返納届)は、使用者、所有者同一名義への変更、若しくは、受託販売会社名義へ変更頂いた後、返納申請(移転抹消)をお願いします。弊社での自動車検証返納証明書への後日押印は致しかねます。
- ご不明な点がございましたら、上記、所有権解除窓口又は、弊社店舗へお問い合わせをお願い致します。